委 託 業 務 処 理 要 領

1　趣旨

この要領は、北海道空知総合振興局長が委託した庁舎等の構内敷地に関する除排雪業務の処理に適用するものとし、委託契約書によるもののほか、この要領により処理するものとする。

2　法令等の遵守

受託者は、道路交通法・労働安全衛生法・その他関係法令を遵守し、この業務を処理しなければならない。

3　業務処理計画書

委託契約書第４条に定める業務処理計画書には、次の事項を記載し提出しなければならない。

①除雪作業命令系統及び連絡体制

②除雪機械の配置計画（車両の車検証等写し添付）

③除雪機械の運転員等の氏名及び免許・資格

④安全管理、訓練、講習等の具体的計画

4　業務処理責任者

（１）受託者は、契約書第６条に基づき業務の処理について業務処理責任者を定め、別記第1号様式により委託者に通知すること。

（２）業務処理責任者は、業務の処理に当たっては、使用人等に適宜安全対策、環境対策などの指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるよう管理及び監督しなければならない。

5　事前準備

（１）受託者は降雪前に構内敷地の状況を確認すること。

①マンホール蓋、排水蓋、凹凸等の状況

②雪堆積場所（業務担当員の指定する場所に堆積すること。）

③建物等からの落雪箇所

（２）前項の点検により、補修等が必要な箇所を発見した場合は、速やかに業務担当員に報告すること。

（３）建物等に損傷を与えるおそれがある箇所には、スノーポールを設置すること。

6　運転員等

（１）除雪機械の運転に必要な免許・資格は次表のとおりとする。

（２）除雪機械の運転にあたっては、その構造形状、機能等を十分熟知していなければならない。

（３）指定する除雪機械（ロータリー除雪車）には、原則として助手を同乗させなければならない。

（４）助手は除雪作業、機械操作、誘導等を習熟している者とすること。

（５）助手は、必要に応じ誘導員を兼ねるものとする。

機　械　名	所 有 す べ き 免 許 及 び 資 格	
除雪ドーザー	大型特殊免許	車両系建設機械技能講習終了または同等以上の資格
ダンプトラック	大型免許	
ロータリ除雪車	大型特殊免許	車両系建設機械技能講習終了または同等以上の資格
バックホウ	大型特殊免許	〃
ブルドーザ	大型特殊免許	〃
セミトレーラ	けん引免許	

7　作業準備

（１）受託者は気象に関する情報を集め、気象状況を把握しておかなければならない。

（２）受託者は常に作業を実施できるよう、準備体制を整えておかなければならない。

8　除雪作業及び作業時間帯

（１）除雪作業は、原則としてほぼ連続した降雪で降雪が概ね10㎝を超えた場合に行うものとする。

（２）委託契約書頭書第１の除雪範囲については、別添箇所図の赤色塗色部分とする。

（３）業務に使用する車両は、ゴムタイヤ付きとする。

（４）開庁日の除雪については、原則として、始業開始時間前までに歩行者及び車両の通行並びに駐車に支障のない状態に除雪すること。

（５）細部にわたる除雪の処理は、開庁日又は土曜日、日曜日、祝祭日等の閉庁日において、特に業務担当員が指示した日・時間に行うこと。

（６）除雪に伴う堆積場所は、業務担当員の指定する場所とする。

９　排雪作業及び作業時間帯
（１）業務担当員に指定された堆積場所の状況を確認し、業務担当員と協議のうえ、排雪作業を行うものとする。
（２）排雪作業に使用する車両は、ゴムタイヤ付とする。
（３）排雪作業は、原則として土曜日、日曜日、祝祭日等の閉庁日において、業務担当員が指定した日・時間に行うこと。
（４）排雪時の雪捨場は、業務担当員が指定する雪捨場を使用すること。
（５）業務終了後の報告は、本要領１１（１）に定める業務処理状況報告に準じて行う。

１０　作業の安全管理
（１）受託者は作業内容に応じて作業従事者に対し、安全講習、訓練等を事前に実施しなければならない。
（２）除雪車の後退時、狭隘箇所、見通しの悪い箇所等については、特に周囲の安全確保に努めなければならない。
（３）受託者は作業従事者の健康管理に十分留意するとともに、長時間の連続作業となる場合は、適宜交代要員を配置するなど過労防止に努めなければならない。
（４）受託者は機械車両の作業中の故障に備え、修理に必要な部品材料及び体制を確保しておかなければならない。

１１　業務処理状況報告
（１）受託者は、除雪作業を実施した場合は、作業終了後「庁舎等敷地内除雪記録票（別記第２号様式)」（タコグラフ等の記録紙を添付）を作成のうえ提出し、業務担当員又は業務担当員代行者の確認を受けるものとする。
（２）受託者は、毎月「除雪業務処理月報（別記第３号様式)」を作成し、「除雪業務処理状況報告書（別記第４号様式)」に添えて、提出しなければならない。
　なお、「除雪業務処理月報（別記第３号様式)」の作成に当たっては、地区区分のある契約については地区ごと別葉として契約機械（規格・登録番号）及び稼働時間を記載するものとする。
（３）委託契約書第14条に基づく実績報告については、「実績報告書（別記第６号様式)」により行うものとする。
　「実績報告書（第６号様式)」の作成にあたっては、地区区分のある契約については地区ごとに契約機械（規格）及び作業実績（時間）を記載するものとする。

１２　部分払請求
　契約書第17条に基づく部分払の請求については、「履行実績確認請求書（部分払請求用）（別記第５号様式)」により行うものとする。
「履行実績確認請求書（部分払請求用）（別記第５号様式)」の作成に当たっては、地区区分のある契約については地区ごとに契約機械（規格）及び作業実績（時間）を記載するものとする。

１３　その他
　この要領に定められていない事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。